

市長部局

令和8年

北秋田市監査委員公告 第1号

財政援助団体等監査の結果に対する改善措置状況について

令和7年度財政援助団体等監査について、北秋田市長から当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和8年2月25日

北秋田市監査委員 柴田 榮 則

北秋田市監査委員 成 田 義 人

北秋田市監査委員 佐 藤 文 信

財政援助団体等監査措置状況等報告

指摘事項等	措置状況
<p>(1) 補助金交付について</p> <p>1) 令和6年度無線連動型住宅用火災警報器購入費補助金（消防本部予防課）</p> <p>本補助金は、無線連動型住宅用火災警報器（以下「火災警報器」という。）を設置した高齢者世帯などに対し、その火災警報器の購入費用の一部を補助することで経済的負担を軽減するとともに、火災の早期発見により逃げ遅れ等による死者を防ぐことを目的とした北秋田市無線連動型住宅用火災警報器購入費補助金交付要綱（令和4年北秋田市消防本部訓令第1号。以下「火災警報器補助金交付要綱」という。）に基づき交付されるもので、令和6年度は交付件数18件、交付総額238,300円となっている。</p> <p>しかし、①火災警報器補助金交付要綱第2条第1号に定める「自己所有住宅であること」や第3条第1項各号に定める世帯要件などが、同要綱第5条に定める北秋田市無線連動型住宅用火災警報器購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）では確認できず不明であること。また、②事業実績簿に所管課が購入（設置）を確認したと思われる「確認（書類-現地）」欄があり、全ての件数で現地確認と記されているが、いつ誰が確認したかなどの具体的な記録が残されていないこと。更に③申請書に添付を求めている領収書（写し）のみでは補助対象となる購入費用の算出が困難であること等々の事例が見受けられた。</p> <p>地方自治法第232条の2では「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と定められており、公益上の必要性や透明性、客観性等を確保するためにも火災警報器補助金交付要綱の改正を行い、本事業の明確化を図りたい。</p> <p>なお、本市における補助金の交付は、北秋田市補助金等交付要綱（平成17年北秋田市告示第22号。以下「市補助金等交付要綱」という。）を基本に同要綱に定めのない補助対象の範囲や補助金額の算定</p>	<p>（予防課）</p> <p>ご指摘のあった①、②、③の事項について、監査委員の方から助言をいただき、整合性を図りながら北秋田市無線連動型住宅用火災警報器購入費補助金交付要綱を年度末までに改正することとし、進めております。</p>

<p>等を事業ごとに制定した交付要綱（以下「個別要綱」という。）に定めたうえで運用しているが、本補助金については市補助金等交付要綱に基づかず個別要綱（火災警報器補助金交付要綱）のみで運用している。このことに異議や違法性は無いものの、個別要綱のみで運用する場合であっても市補助金等交付要綱との整合性を図る必要があり、今後、火災警報器補助金交付要綱を改正する場合には充分考慮されたい。</p>	
<p>（２）指定管理業務について</p> <p>１）令和６年度フードセンターたかのす指定管理業務（健康福祉部福祉課）</p> <p>当施設は、社会福祉の増進及び安全な学校給食の提供を図ることを目的として設置された施設で、北秋田市障害者就労支援施設（学校給食部門を除く。）として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「障害者総合支援法」という。）第５条第１５項に基づく就労継続支援を行う事業所となっており、現在、令和５年度から令和９年度までの５か年を指定管理期間として指定管理者による管理・運営が行われている。</p> <p>当年度の指定管理業務は、北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン（平成２４年４月１日制定）及びフードセンターたかのす業務仕様書並びにフードセンターたかのすの管理に関する基本協定書、令和６年度フードセンターたかのすの管理に関する年度協定書等に基づき処理されていたが、令和４年８月に示した当施設の指定管理者募集要項８（１）に、申請に係る資格要件の一つとして「障害者総合支援法に定める就労移行支援又は就労継続支援の事業を行うものとして、秋田県知事の指定を受けている（令和５年４月１日までに指定を受ける場合を含む。）こと。」と定め、同募集要項１０（１）では指定管理者指定申請書（様式第１号）には、その指定を証明する書類の添付を求めている。</p> <p>しかし、現に申請者から提出された「申請資格を有していることを証する書類」は、市が県知事から指定を受けた書類（令和元年５月２３日、指令障-４０７秋田県知事発出北秋田市長宛て）の写しとなっており、申請者が自己の資格要件を証する書類になって</p>	<p>（福祉課）</p> <p>申請者から提出された「申請資格を有していることを証する書類」は、市が県知事から指定を受けた書類（令和元年５月２３日、指令障-４０７秋田県知事発出北秋田市長宛て）の写しとなっており、申請者が自己の資格要件を証する書類になっていない。とのことから、応募（申請）する者の資格要件を含む手続き等の再検討と障害者総合支援法や関連する基準、通達などの再確認により明確な運用を図られたい。とのご指摘でありました。</p> <p>本指摘を受け、「申請資格を有していることを証する書類」について、再度「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以降、障害者総合支援法と表記）」や「北秋田市指定管理者制度運用に関するガイドライン」等関連する法・規則等の確認と関係書類の精査を行いました。結果、障害者総合支援法第３６条の規定による障害福祉サービス事業者の指定を受ける際の申請者を「事業者」ですべきところ、「北秋田市長」で申請しており、誤った取扱いを行っていたことが判明しました。</p> <p>当該サービス事業者の指定の更新についての認可を行う県へ関係法令に則った適正な手続きについて相談し、今年度の指定の更新時は、県の指導を受け、適正に対応することができました。また、当該サービス事業者の指定更新の手続き時は、障害者総合支援法第３６条に規定する「事業者」名で申請するよう職員間での情報共有を行います。</p>

市長部局

いない。

今後は、応募（申請）する者の資格要件を含む手続き等の再検討と障害者総合支援法や関連する基準、通達などの再確認により明確な運用を図られたい。

次期指定管理者募集要項の作成・募集時には、ご指摘の申請資格要件を明確化し、「申請者自身が障害者総合支援法第36条に基づく指定を受けていること」等の要件を明記し、提出を求める書類についても、「申請者名義の指定通知書の写し」等具体的に記載するよう改善いたします。

今回のご指摘を真摯に受け止め、関係法令の正確な理解と適正な事務執行を行い、複数名の職員によりチェックできる体制を確実に機能させることでこのような誤りのないように努めます。